

指定認知症対応型共同生活介護グループホーム咲顔重要事項説明書

2025年9月1日改定

この「重要事項説明書」は、あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明するものです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 明生会
代表者氏名	理事長 田畠 祐輔
法人所在地 (電話番号)	千葉県東金市堀上字関之上73番地1 (0475-55-3311)
法人設立年月日	1992年12月10日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム咲顔
事業所番号	1271800581
事業所所在地 (電話番号/FAX番号)	千葉県東金市東金1371番地1 (0475-54-7720 / 0475-54-7721)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人社団明生会が設置するグループホーム咲顔（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	1) 認知症によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流のことで、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助します。 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 3) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえ、個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成し、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明し同意を得た上で、妥当適切にサービスを提供します。

	<p>4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。</p> <p>5) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。</p> <p>6) 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。</p> <p>7) 指定認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等に対して情報の提供を行うものとします。</p> <p>8) 事業所は、提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の管理、評価を行い、常にその改善を図るものとします。</p>
--	--

(3) 事業所の施設概要

建 築	鉄筋 2 階建
開 設 年 月 日	2 0 0 4 年 6 月 1 日
ユ ニ ッ ト 数	2 ユニット

〈主な設備等〉

居 室 数	1 ユニットにつき 9 室 ベッド・洗面台付	浴 室	1 ユニットにつき 1 室
居 間 兼 食 堂	1 ユニットにつき 1 室	洗 灌 室 兼 脱 衣 室	1 ユニットにつき 1 室
台 所	1 ユニットにつき 1 室	事 務 室	1 室

(4) サービスの提供時間、介護従業者の勤務時間、利用定員

サービス提供時間	2 4 時間体制		
介護従業者の勤務時間	管理者・計画作成担当者		8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	介護職員		早番 7 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
			日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	夜勤	遅番 1 0 : 1 5 ~ 1 9 : 1 5 (A ユニット)	
		1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 (B ユニット)	
利用定員内訳	1 8 名 A ユニット 9 名 B ユニット 9 名		

(5) 事業所の職員体制

管理者	A ユニット	今井 千佳
	B ユニット	秋本 真里子

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において教育指導を行います。	常勤 2名 計画作成担当者と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	2名 内、1名は介護支援専門員とする
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います	利用者3人に対して1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
認知症対応型共同生活 介護計画の作成	1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。	
食事	1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他利用者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に食事をとることを支援します。	
日常生活 上の世話	食事の提供及び 介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び 介助	1 週間に2回以上(希望があれば毎日でも)、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、処方された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		主治医等保険医療機関と密接な連携に努め、利用者の身体的、精神的状況を把握し、健康管理に努めます。
その他		1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護従業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

（2）介護保険給付サービス利用料金

『認知症対応型共同生活介護費』

※当事業所は、共同生活住居数が2以上となります。

要介護度	基本単位	利用者負担額（1カ月の料金）		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	753単位	22,907円	45,813円	68,719円
要介護 2	788単位	23,971円	47,942円	71,913円
要介護 3	812単位	24,701円	49,402円	74,103円
要介護 4	828単位	25,188円	50,376円	75,563円
要介護 5	845単位	25,705円	51,410円	77,115円

1ヶ月30日の場合

<単位数・費用額算定の計算方法>

1割負担の場合

サービスごとの単位数×日数・回数=総単位数

総単位数×地域単価（東金市の場合 10.14 円）=費用

費用×90%=保険請求額 費用－保険請求額=利用者負担（1割負担）

例：要介護 1 の場合

753 単位（1日の単位）×1ヶ月（30日）=22,590 単位（総単位数）

22,590 単位（総単位数）×10.14 円（東金市の地域単価）=229,062 円（費用）小数点以下切り捨て

229,062 円（費用）×0.9=206,155 円（保険請求額）小数点以下切り捨て

229,062 円（費用）－206,155 円（保険請求額）=22,907 円（利用者負担）

*1ヶ月 30 日として計算

*要介護 1 以外の方も上記計算式にあてはめ計算し基本サービス料金表に示している

2割負担の場合

サービスごとの単位数×日数・回数=総単位数

総単位数×地域単価（東金市の場合 10.14 円）=費用

費用×80%=保険請求額 費用－保険請求額=利用者負担（2割負担）

例：要介護 1 の場合

753 単位（1日の単位）×1ヶ月（30日）=22,590 単位（総単位数）

22,590 単位（総単位数）×10.14 円（東金市の地域単価）=229,062 円（費用）小数点以下切り捨て

229,062 円（費用）×0.8=183,249 円（保険請求額）小数点以下切り捨て

229,062 円（費用）－183,249 円（保険請求額）=45,813 円（利用者負担）

*1ヶ月 30 日として計算

*要介護 1 以外の方も上記計算式にあてはめ計算し基本サービス料金表に示している

3割負担の場合

サービスごとの単位数×日数・回数=総単位数

総単位数×地域単価（東金市の場合 10.14 円）=費用

費用×70%=保険請求額 費用－保険請求額=利用者負担（3割負担）

例：要介護 1 の場合

753 単位（1日の単位）×1ヶ月（30日）=22,590 単位（総単位数）

22,590 単位（総単位数）×10.14 円（東金市の地域単価）=229,062 円（費用）小数点以下切り捨て

229,062 円（費用）×0.7=160,734 円（保険請求額）小数点以下切り捨て

229,062 円（費用）－160,734 円（保険請求額）=68,328 円（利用者負担）

*1ヶ月 30 日として計算

*要介護 1 以外の方も上記計算式にあてはめ計算し基本サービス料金表に示している

・介護保険の負担割合について

介護保険の負担割合は、条件に応じて1割・2割3割のいずれかに決められます。

世帯の年収（目安）	自己負担割合
単身280万円未満 / 夫婦346万円未満	1割
単身280～340万円 / 夫婦346～463万円未満	2割
単身340万円以上 / 夫婦463万円以上	3割

・高額介護サービス費について

高額介護サービス費は、所得によって1ヶ月の自己負担額の上限が設定されています。

区分	月額上限（例）
生活保護	15,000円
非課税世帯（低年金など）	15,000～24,600円
課税所得380万円未満	44,400円
課税所得380万～690万円未満	93,000円
課税所得690万円以上	140,100円

サービスを利用したときに支払う利用者負担額（1割～3割）が一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額サービス費として給付されます。

なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住（滞在）費・日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る負担分は含まれません。

また、同一世帯に介護保険サービス利用者が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

（3）加算料金について

※ 重要事項 別紙1 参照

（4）他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

①居住費	月額 50,000円
②入居一時金	入居時 150,000円 返還金の計算方法 $返還金 = 150,000\text{円} - (5,000\text{円} \times \text{入居月数})$
③食費	1日 1,700円 (30日の場合) 51,000円
④水道光熱費	月額 20,000円
⑤理美容費	実費
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの。（おむつ類等） ・利用者の希望によって、身の回りの品として日常生活に必要なものや嗜好品等。

※月途中における入退去について日割り計算としています。

4 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

①費用の請求 方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬頃までに利用者あてにお届け（郵送）します。
②費用の支払い 方法等	ア 翌月末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）窓口で現金支払 （イ）指定口座への振り込み（ウ）口座引き落とし イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

5（連帯保証人）連帯保証人の責務

- (1) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務一切を負担するものとします。
- (2) 連帯保証人は、本契約の更新された後も、引き続きその責任を負うものとします。
- (3) 前項の連帯保証人の負担は、極度額金 30 万円を限度とします。
- (4) 連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとします。
 - ① 事業所が、財産について、本契約により生じる利用者の金銭支払いを目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申立てたとき。但し、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限ります
 - ② 事業所が破産手続開始の決定を受けたとき
 - ③ 利用者または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 前項に規定する場合又は連帯保証人が連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、利用者は直ちにその旨を事業所に通知するとともに、事業所の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとします。
- (6) 前項の場合において、新たに事業所との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとします。
- (7) 連帯保証人へ請求があったときは、事業所は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供致します。
- (8) 利用者は、真にやむを得ない事情がある場合においては連帯保証人を定めない事が出来ます。

6 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - ④自傷他害の恐れがあるもの
 - ⑤常時医療機関に置いて治療をする必要があるもの
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

7 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

8 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 緊急時の対応方法について

指定認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

(1) 協力医療機関

医療機関名	三橋明生病院
所在地	千葉県千葉市中央区亀井町2-3
診療科目	整形外科・内科・脳神経外科・リハビリテーション・透析

(2) 協力医療機関

医療機関名	東葉クリニック東新宿
所在地	千葉県東金市東新宿1-8-1
診療科目	外科・人工透析外科

(3) 協力医療機関

医療機関名	片貝デンタルクリニック
所在地	千葉県山武郡九十九里町片貝2380 2階
診療科目	歯科

1 0 入院に係る取り扱いについて

指定認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者が病院等に入院した場合は、サービスを一旦中止した翌日から介護サービス費（介護保険負担割合分）は算定されません。

但し、利用者が入院をした場合においては、入院をした日及び退院した日に係わらず、居住費及び水道光熱費については、その他の費用に掲げた①居住費、④水道光熱費の料金全額の支払を受けるものとします。尚、食事代については、利用者がひと月に食べた日数分×（③食費1日当り1700円）を乗じた金額について支払いを受けるものとします。

1 1 重度化した場合の対応に係る指針

入居中、利用者の容態の変化に関する事業所の基本方針は以下のとおりとします。

A 急性期における医師や医療機関との連携体制

前記の協力医療機関と連携をとり、利用者が急変等の際、医師が必要と認める場合に助言、又は往診、入院等の対応を行う契約を結んでいる。

B 入院期間中における事業所の居住費や食費の取扱いについて

入院期間中は居住費、水道光熱費のみ利用者の負担となる。（入院に係る取扱いの通り）

C 看取りに関する考え方 本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

① 看取りについて

事業所の基本的考え方として、継続的な医療行為を必要としない利用者の方については可能な限り継続的に介護を行いたいが、医師、看護職員等が必要と認めた時は他施設、医療機関へ移動していくこともある。しかし、急変時や移動困難と認めた場合看取りもあると考える。

② 事業所の体制について

契約を結ぶ医療機関の医師、看護師が24時間連絡可能な体制をとっている。

③ ご契約者本人、家族との話し合いや意思確認の方法について

（ア）入居時に緊急時の搬送医療機関については意向を確認する。ただし、夜間緊急時等、意向にそえない場合等は医師の判断とする。

（イ）ターミナルについての意向を確認する。ただし、その時点において医師の判断により意向にそえない場合もある。

④ 看取りの実際について

当施設での看取りが可能と決定した場合には、当施設において可能な範囲でその方に応じた体制を整えることとする。

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.3 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
 - ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
 - ③ 年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1.4 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 担当者は、直ちに利用者又はその家族と連絡をとり、事情を聴き、苦情の内容の詳細を確認する。
 - ② 担当者は、介護従業者全員を招集し苦情処理に向けた検討会議を開催し、検討会議の結果をまとめ具体的な対応を指示する。
 - ③ 担当者は、利用者又はその家族に対し、検討会議の結果と具体的な指示の内容を報告説明する。
 - ④ 担当者は、苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。また、再発防止に努めるように介護従業者全員に徹底する。

（2）苦情申立の窓口

【当事業所におけるサービス内容による苦情の受付担当】

苦情担当窓口 グループホーム管理者 秋本 真里子 (0475-54-7720)

グループホーム管理者 今井 千佳 (0475-54-7720)

苦情解決責任者 施設長 竹内 隆敏 (080-9170-7064)

【行政機関及びその他苦情受付機関】

東金市 市民福祉部高齢者支援課 千葉県東金市東岩崎1番地1

電話 0475-50-1219

千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係 千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電話 043-254-0048

千葉県連党中央委員会 千葉県中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター内

電話 043-246-0294

1.5 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	実施
【実施した直近の年月日】	2025年4月22日
【第三者評価機関名】	特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと
【評価結果の開示状況】	<p>WAM NET（福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供する総合情報提供サイト）にて開示 ※ホームページのリンクタグより閲覧可能</p> <p>WAM NET https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/ グループホーム咲顔ホームページ http://egao-gh.jp.net/</p>

1.6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持します。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

1.7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1.9 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね3月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

2.0 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図ため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

2.1 サービス提供の記録

- ① 指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

2.2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

認知症対応型共同生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	法人所在地	千葉県東金市堀上字関之上 73 番地 1
	法人名	医療法人社団 明生会
	代表者名	理事長 田畠 祐輔
	所在地	千葉県東金市東金 1371 番地 1
	事業所名	グループホーム咲顔
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	氏名	
代筆者	氏名 (続き柄)	※本人が署名できないため同意を得て代筆致しました。
身元引受人	氏名	
連帯保証人	氏名	

重要事項 別紙1

算定する加算

1) 認知症専門ケア加算 (I) 3単位／日

- ①主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の対象者が利用者の50%以上
- ②認知症ケアに関する専門研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を1名以上配置
- ③従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催

2) 認知症対応サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位／日

介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上

3) 介護職員処遇改善加算 (I) 1月につき + 所定単位数×186／1000 (18.6%を加算)

重要事項 別紙2 に記載されている要件をみたしていること

4) 入院時費用 所定単位数に代えて1日につき246単位を算定 (1月に6日を限度)

5) 初期加算 30単位／日 (入居した日から30日まで) 30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も同様

業務継続計画未策定減算・高齢者虐待防止措置未実施減算・身体拘束廃止措置未実施減算

上記いずれも実施しており減算はありません。

重要事項 別紙 2-1

区分	キャリアパス要件					月額賃金改善要件		職場環境等要件		
	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	区分ごとに1以上・全体で7以上	区分ごとに2以上・全体で13以上	HP掲載等を通じた見える化
介護職員等待遇改善加算 (Ⅰ)	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
介護職員等待遇改善加算 (Ⅱ)	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
介護職員等待遇改善加算 (Ⅲ)	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
介護職員等待遇改善加算 (Ⅳ)	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×

・キャリアパス要件

(Ⅰ) 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する

(Ⅱ) 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保する

a : 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価

b : 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

(Ⅲ) 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する

a 経験に応じて昇給する仕組み

b 資格等に応じて昇給する仕組み

c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

(Ⅳ) 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること

(Ⅴ) サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること

・月額賃金改善要件

(Ⅰ) 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給または決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる

(Ⅱ) 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う

・職場環境等要件

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等・経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・エルダー・メンター制度等導入 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ・介護ソフトおよび情報端末の導入 ・介護ロボットの導入 ・業務内容の明確化と役割分担を行った上で、間接業務については、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担い、介護職員がケアに集中できる環境を整備 ・各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供